

人文学・社会科学の DX 化に向けた研究開発推進事業
(人文学・社会科学研究におけるデータ分析による成果の可視化に向けた研究開発)
Q & A

令和 6 年 7 月 3 0 日版

【Q 1】書籍の範囲の特定や総量の把握のために取得する「書籍データベース」は、具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。

【A 1】書籍の特定のための書誌情報や総量が確認できるデータベースの使用を想定しています。具体的には、民間企業等が提供しているデータベースを購入して活用することや、公開されているデータベースの活用を想定しています。

【Q 2】取得する「書籍データベース」は、日本の研究者が海外で発刊した書籍についても含めたものになるのでしょうか。

【A 2】本事業では、2019～2024 年において我が国で発刊された書籍を対象とした「書籍データベース」の取得を求めています。したがって、「書籍データベース」の取得にあたっては、日本の研究者が海外で発刊した書籍を対象とする必要はありません。

【Q 3】人文学・社会科学の研究成果として取り扱うべき書籍の範囲について、どのように判断すればよいでしょうか。(研究成果の中には、一般向けの書籍もあれば、研究者向けの専門書籍もあると思われ、何が対象となるか一概に判断が難しい。)

【A 3】本事業で研究成果として取り扱うべき書籍の定義は「研究者を利用対象として出版された専門図書で、発刊時に大学等研究機関に所属する研究者(名誉教授等も含む)が執筆したもの」としています。なお、取得した「書籍データベース」の書誌情報において、利用対象が「研究者」と分類されているような場合は、当該分類を活用することも可能です。

【Q 4】取得するデータベースによって、対象書籍の総数が異なる可能性があります。この点はどのように考えればよいでしょうか。

【A 4】本事業の対象書籍については、公募要領において一定の定義をしていますが、ご指摘の通り、データベース作成者側の分類やカウントの仕方で多少の差は生じると考えられます。そのため、成果を取りまとめるに当たり、どのデータベース等を参照したのかについて明示するようにしてください。取得したデータベースから得た情報を受託者の知見等により補正することも可能です。

【Q 5】研究トレンドの把握について、「テーマ」や「キーワード」は対象の書籍の本文の中から網羅的に把握する必要があるのでしょうか。

【A 5】取得した「書籍データベース」に掲載されている情報（書籍のタイトル、内容の概要、目次等）の範囲で把握いただくことで差支えありません。

【Q 6】引用傾向等を把握するためには、実際の書籍を見ないと情報を入手することができないが、本委託事業で書籍を購入することを想定されているのでしょうか。

【A 6】引用情報の把握方法については特に指定はありませんが、本委託事業で書籍を購入することも可能です。

【Q 7】引用分析における1分野（公募要領Ⅲ（※2）参照）あたりの書籍の発刊数について、文部科学省ではどのくらいを見積もっているのでしょうか。

【A 7】文部科学省が特定のデータベースを活用して試算したところ、発刊数が多い分野で220冊程度、少ない分野では15冊程度でした。（※2023年）

【Q 8】引用傾向を把握する個別対象分野はどのような基準で選定すればよいでしょうか。公募要領Ⅲ（※3）に記載の「本事業の目的達成のために必要な分析を可能とするデータ量の確保に留意すること」とは具体的にはどういうことでしょうか。

【A 8】分野によっては1年間で発刊された書籍の数が少ない場合もあるため、「書籍データベース」を参照し、傾向把握に足る量の書籍が発刊されている分野から対象を選定いただきたいという趣旨です。

【Q 9】Q & Aに記載されていること以外の質問がある場合はどうすれば良いでしょうか。

【A 9】ホームページに記載の連絡先（電話、メール）まで御連絡ください。回答を承知しているか否かが特定の者へ有利・不利に働く可能性のある質問・回答については、本Q & Aにも順次掲載いたします。

(以降、7月30日追加Q & A)

【Q 1 0】文部科学省が試算した1分野当たりの書籍の発刊数について、思っているよりも冊数が少なく感じます。具体的にはどのように試算したのでしょうか。

【A 1 0】全国の図書館等で使用されている、国内で流通する書籍に関するデータベースにおいて、利用対象が研究者と分類されている書籍の冊数をカウントしたものです。使用するデータベースで何らかの分類がなされている場合、それを活用することも可能ですが、あくまで当該データベースを作成したところの基準で行われているので、必要に応じて、適宜対象書籍群を補正いただくことは可能です。

【Q 1 1】翻訳書は対象書籍群に含まれますか。

【A 1 1】翻訳書も人文学・社会科学分野の重要な成果だと認識していますが、本事業は、自然科学分野でいう新たな知見等を発表する論文との対比としての書籍についてモニタリングを行う事業となりますので、翻訳書は対象に含めないこととしています。

【Q 1 2】国内の機関に所属する外国人研究者が執筆した書籍は対象となりますか。また、外国の機関に所属していて日本国籍を有する研究者が執筆した書籍は対象となりますか。

【A 1 2】我が国の研究機関に所属する研究者の人文学・社会科学の研究動向、研究成果の把握を行うという事業趣旨であることから、原則として国内の機関に所属する研究者が執筆した書籍を対象とします。

【Q 1 3】公募要領で定義されている「研究成果として取り扱うべき書籍」のとおりに調査を実施すると、一般向けの書籍は研究成果ではないというメッセージを発出しているように思われることを懸念しています。

【Q 1 3】今回の事業において、何が人文学・社会科学の研究成果であるかということを示す意図はありません。あくまで、モニタリングの対象として範囲を特定しているものです。自然科学分野においても新書等の一般向けの書籍も多数発刊されていますが、一般的には研究成果のモニタリングの対象となっていないこと等も考慮し、試行的な条件として対象書籍群を設定したものです。

【Q 1 4】総量の把握、引用傾向等の把握に当たり、データベースを構築する必要はありますか。

【A 1 4】引用傾向の把握は、一定数の書籍から引用情報を抽出し、分析する必要があるためデータベースがないと網羅的に分析を行うことは難しいのではないかと懸念いたしますので、基本的には構築していただくことになるかと考えております。

【Q 1 5】文部科学省における検討の過程で、構築したデータベースがあったら参照することは可能でしょうか。

【A 1 5】当省で構築したデータベースはございません。

【Q 1 6】特定の出版社のデータベースを恣意的に選んで分析に活用することに、利害関係上・利益相反上の問題はないのでしょうか。

【A 1 6】文部科学省が想定しているデータベースの例としては、図書館や書店が書籍を調達する際に活用されていて、国内で出版された書籍を網羅しているようなデータベースです。特定の出版社のデータベースを組み合わせるなど、他の方法を用いることを妨げているものではありませんが、いずれにしても、国内で出版された書籍を網羅的に分析していただきたいと考えております。

【Q 1 7】事業修了後はどのような評価を受けることになりますか。

【A 1 7】事後評価は予定していませんが、通常の委託事業と同様に、事業終了後に成果報告書を提出いただく必要があります。詳細については契約書（案）をご確認ください。また、文部科学省の審議会等で進捗状況や成果をご報告いただき、事業内容について意見をいただく可能性がございます。

【Q 1 8】3年間の事業終了後について、本事業で得られた成果を基に国の機関と連携して更なるデータの充実を図っていくなど、具体的に構想されているものはありますか。

【Q 1 8】現時点で具体的に構想されたものではありませんが、人文学・社会科学の成果の可視化について定常的にモニタリングが可能となるエコシステムが形成されることが理想的であると考えています。事業終了後の在り方については本事業の成果や事業実施の過程で生まれた知見、関係者とのコミュニケーションを踏まえながら検討していきたいと考えています。